

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三宅町長 森田 浩司

市町村名 (市町村コード)	三宅町 (29362)	
地域名 (地域内農業集落名)	小柳 (全域)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 5月 9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、集落の北側に町内では数少ない一団の水田が広がっており、一部の放棄地を除き水稻栽培を中心とした耕作が行われている。また、一部では化学肥料や農薬の使用を抑えた環境に配慮した特別栽培米の生産が進められているところである。現時点で4名の担い手に地域内農地の50%が集約されており、町内においては最も集約化が進んでいる地域となっている。 しかしながら、耕作者(所有者)の平均年齢が71.4歳、耕作者のうち60代以上が占める割合が91.9%と非常に高齢化が進んでおり、残る50%の農地について所有者の意向をふまえつつ、現在の4名の担い手へ集約または新たな担い手の発掘を進めていく必要がある。 【地域の基礎的データ】 耕作者(所有者):58人(うち50歳代以下3人) 主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の9割を占める水田について、町内に限らず隣接する川西町や広陵町も含め、担い手へ集積・集約化を進めていく。また、特別栽培米や有機栽培米の取組など、環境に配慮した水稻栽培エリアを徐々に拡大し、他産地との差別化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落北側に広がる一団の農地を中心に、農業上の利用が行われる地域内全域の農地を対象とする。
--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手の経営意向を汲みながら、後継者不在等により農業上の利用を行う意思の無い地域内の農地を担い手へ段階的に集積・集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構と連携し、町内に限らず当地区と隣接する川西町や広陵町の借受希望者の情報収集を行い、農地所有者(貸付者)の意向を把握した上で、担い手とのマッチングを図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、状況に応じて農地の大区画化等の基盤整備の事業化を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県や農地中間管理機構、JA等と連携し、地域内外問わず担い手を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
担い手の確保が困難な場合は、必要に応じてJA等の農作業委託を活用し、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策※	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
地産地消の取り組みとして、学校給食における三宅町産米の活用を推進していくにあたり、環境及び子供たちの身体への負荷を軽減するため、農薬及び化学肥料を低減した特別栽培米の生産を推進していく。				